令和5年3月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

Tel 04-7141-5039

生前贈与加算の改正 2024年以降の贈与から適用

相続又は遺贈(遺言で財産を渡す方法)により財産を取得した人が相続開始前3年 以内に受けた贈与は、相続財産に贈与を受けた財産の贈与時の価額を加算します。令 和5年度税制改正では、この生前贈与加算の期間が3年から7年に延長され、延長さ れた4年間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算されないことに なります。

(1) 加算期間の延長

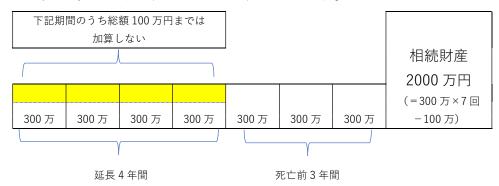
2024年1月1日以降の贈与から対象となりますので影響がでてくるのは 2027年 以降の相続となります。図で表すと次のとおりとなります。

相続発生の年	2023 年(R5 年)	2024 年(R6 年)	2025 年(R7 年)	2026 年(R8 年)	2027 年(R9 年)	2028 年(R10 年)
加算対象となる贈与	2020 年以降	2021 年以降	2022 年以降	2023 年以降	2024 年以降	2024 年以降
加算する年数	3年	3年	3年	3年	3~4年	4~5 年

2029 年(R11 年)	2030 年(R12 年)	2031 年(R13 年)	2032 年(R14 年)	2033 年(R15 年)	•••
2024 年以降	2024 年以降	2024 年以降	2025 年以降	2026 年以降	
5~6年	6~7年	7年	7年	7年	•••

(2) 加算額の計算

具体例としまして、毎年300万円を7年間贈与していた場合の相続財産に加算さ れる金額は2,000万円(2100-100万円)となります。



(3) 注意点

生前贈与加算は「死亡の日からさかのぼって3年前(又は7年前)の日から死亡 の日までの間」の贈与が対象となりますので日付に注意しましょう。